

道の日

安全安心な道路づくりにご協力を 8月10日は道の日です

本市では、定期的に道路のパトロールを行い、市民の皆さんが安全に使えるよう努めています。次のポイントに注意し、安全で安心な道路づくりにご協力ください。

1 道路に無断で物を置いてはいけません 置看板・自販機・商品台・のぼりなどを道路に置くと、通行の妨げや交通事故の原因になり危険です。足場・突出看板などを道路に設置する際は、全て許可申請が必要です。また、車道からの乗り入れのために、道路上に乗り入れブロックなどを置くことは不法占用になります。事故が発生した場合、設置者の責任が問われることもあります。段差をなくすには、歩道や縁石の切り下げ工事を自己負担で行ってください。工事の際は事前に道路管理者の承認が必要となります。詳しくは、道路管理課☎(632)2527へ。

2 道路の危険箇所を見つけたらご連絡ください 道路の穴や壊れているカーブミラーなど危険な箇所を見つけた場合は、電話またはファクス（危険箇所・どのような状態か・氏名・電話番号を明記）で、道路保全課☎(632)2520、FAX(639)0626または都市基盤保全センター☎(661)0057、FAX(664)0004へ。

こんな場所を見かけたらご連絡を



▲道路の穴



▲壊れた側溝



▲倒木



▲曲がったカーブミラー

住まい・安全・環境・交通

行政改革

最少の経費で最大の効果 宇都宮の「行政改革」

社会経済環境や市民ニーズが常に変化中、その変化を的確に捉えながら、限りある経営資源（職員や予算など）の下、将来にわたって継続的に行政サービスを提供していく必要があります。そこで本市では、「最少の経費で最大の効果」を目指し、仕事やその仕組み、やり方をより良く変えていく「行政改革」に取り組んで

います。

本市では、現在「第5次行政改革」（平成31年度まで）を推進しており、基本目標である「将来を見据えた最適な行政サービスの確立」の実現に向け、4つの「改革の柱」に基づき、さまざまな改革に取り組んでいます。

☎行政改革課☎(632)2036

4つの「改革の柱」	平成28年度の主な取り組み
■事務事業の継続的改善	▽マイナンバーカードによる住民票などのコンビニ交付開始。 ▽市集団健診をコールセンターやウェブ予約システムで受け付け。
■市民活力の最大化	▽学校や保育所の給食調理業務の外部委託推進。 ▽上河内地域自治センターと上河内(運)の一体的な整備。
■行政経営基盤の強化	▽市税などの収納対策推進。 ▽水道施設などで発電した電力を電気事業者へ売却。
■公有財産の適正管理(マネジメント)の推進	▽借受地の公有地化や返還など、土地の適正化の推進。

平成28年度は約12億円の経費削減・増収効果

行政改革の成果

行政改革で得られた効果により市民の皆さんへのサービスを充実

■平成29年度の主な新規・拡充事業

- ▽私立保育所などの整備費用への助成。
- ▽老朽危険空き家の除却への助成。

- ▽「産後うつ検査」の実施。
- ▽35人学級を小学3年生まで拡大。
- ▽地域内交通の充実。



◎毎月10日は「もったいない残しま10(てん)の日」 家庭の冷蔵庫などの食品在庫を確認し、賞味期限や消費期限の近いものや野菜・肉などの傷みやすいものを積極的に使用して、料理の食べ切りや食材の使い切りなどを実践することにより、まだ食べられるのに廃棄される食品を減らしていきましょう。☎環境政策課☎(632)2409